

持続化給付金

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくために交付される、事業全般に広く使える給付金です。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で事業収入（売上）を得ている法人・個人が対象となります。

■給付額

中小法人などは200万円、個人事業者などは100万円
*昨年1年間の総売上からの減少分を上限とする。

[売上減少分の計算方法]

昨年の総売上（事業収入）－
（前年同月比△50%の月の売上×12カ月）

■給付対象の主な要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ③法人の場合は、(1). 資本金の額または出資の総額が10億円未満、または(2). (1)の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2千人以下である事業者
*2019年に創業した人や、売上が一定期間に偏している人などは特例があります。
*一度給付を受けた人は、再度申請することができません。
*詳細は、持続化給付金事務局ホームページまたは経済産業省ホームページを確認してください。



持続化給付金事務局 経済産業省

持続化給付金 検索

■相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570
*受付時間 午前8時30分～午後7時
(5月・6月は毎日、7月～12月は土曜日を除く)

■持続化給付金の申請手順

[事前準備]
申請の要件を確認し、証拠書類（添付書類）を準備しておきます。

- ①持続化給付金ホームページへアクセス（スマートフォン可）
持続化給付金申請用ページ
(<https://jizokuka-kyufu.jp>)
- ②申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力し「仮登録」する
- ③入力したメールアドレスにメールが届いていることを確認して「本登録」画面へ
- ④ID、パスワード（事前に決めておいてください）を入力すると「マイページ」が作成されるので、次の情報を入力する ▶基本情報（法人・個人の基本事項と連絡先）▶売上額（入力すると申請金額が自動計算されます）▶口座情報（通帳の画像データをアップロードしてください）
- ⑤必要書類を添付する ▶2019年の確定申告書の控え▶売上減少となった月の売上台帳の写し▶身分証明書の写し（個人事業者の場合）*スマートフォンなどの写真画像も可（できるだけきれいに、文字や数字がわかるように撮影してください）
- ⑥申請
持続化給付金事務局で、申請内容を確認
*申請に不備があった場合には、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知が發送され、登録の口座に入金されます。



持続化給付金に関するよくある問い合わせ

(経済産業省ホームページからの抜粋)

Q1 副業している場合はどうなるのか？

A1 確定申告において事業収入がある場合は、対象になります。

Q2 算出方法における売上とは何か？

A2 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費などを差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得などは含みません。

Q3 代理の名義で申請は可能なのか？

A3 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請となります。ただし、手続きの相談をしている人などに、電子申請の支援をしていただくことは問題ありません。

詳細は、経済産業省ホームページで確認してください。

商工業者向け支援制度

融資制度	国	新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫） ■融資対象 最近1カ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した人など ■資金用途 運転資金、設備資金 ■担保 無担保 ■貸付期間 設備20年以内、運転15年以内（うち据置期間：5年以内） ■融資限度額 （別枠） 中小企業＝3億円、国民事業＝6千万円 ■利下げ限度額 中小企業＝1億円、国民事業＝3千万円 *「特別利子補給制度」を併用することで、借入後3年間は無利子となります。（対象となる要件は、事業者の規模により異なります） ■問い合わせ 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120(154)505 [平日のみ]
	県	国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付（民間金融機関） ■融資対象 申請時の前月売上高△5%以上・△15%以上、△20%以上（3つの制度があります） ■資金用途 運転資金、設備資金、借換資金 ■担保 無担保 ■融資期間 10年以内（うち据置期間：5年以内） ■融資限度額 3千万円 ■金利 基準金利1.90%（当初3年間は無利子。4年目以降は1.90%） ■問い合わせ 県商工金融課 ☎054(221)2513 または、お近くの金融機関へ
	市	牧之原市小口特別資金利子補給制度 融資を行った金融機関に市が利子を全額補給することで、事業者は無利子で融資を受けられます。 ■融資対象 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月以降のいずれか1カ月の売上が前年の同月と比較して20%以上減少、または申込日の属する月の前月の売上が前々月の売上と比較して20%以上減少している市内の中小企業者。 ■資金用途 運転資金、設備資金 ■融資期間 5年以内（うち据置期間：6カ月以内） ■融資限度額 700万円 ■金利 0.00%（基準金利1.98%を全額、市が補給します） ■利子補給期間 5年(60月)以内 ■申請受付期間 令和2年10月30日圏まで ■問い合わせ 商工振興課 山崎 ☎032647 または、市内金融機関へ
補助制度	市	牧之原市持続的販路拡大支援事業補助制度 市内中小企業者の事業継続を支援するため、販路拡大・販売促進に取り組む事業者に対する補助制度を創設しました。 ■補助対象経費 広告物作成費（チラシ、ダイレクトメールなど）、新聞折込などに係る経費、インターネットを利用した宣伝・広告に係る経費など ■補助額 補助対象経費の2/3以内（限度額：10万円） *1事業者1回限りで、令和2年4月16日から令和3年3月31日までに実施した事業が対象。 ■問い合わせ 商工振興課 増田 ☎032647

農業者向け融資制度

*漁業者向けの融資制度もあります

資金名	借入対象者	資金用途	取扱金融機関
農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	長期運転資金	(株)日本政策金融公庫 ☎0120(926)478
スーパーL資金	認定農業者	農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金など	
経営体育成強化資金 ①前向き投資資金	主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	制度資金以外の負債整理資金	
②再建整備資金	主業農業者、認定新規就農者など	制度資金に係る負債整理基金	
③償還円滑化資金			
農林漁業施設資金	営農者、農業協同組合、農業協同組合連合会など	農機具、共同利用施設などの施設資金	
農業近代化資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など	農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金	農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合 *最寄りの金融機関に問い合わせてください。
農業経営負担軽減支援資金	負債の償還が困難となっている農業者	負債整理資金	

新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている事業者の皆さんを支援します

新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が停滞し、市内の事業者が大きな影響を受けています。事業者の皆さんを支援するために国や県、市が実施する融資や給付金の制度を紹介します。